

仕様書

第1 件名

「芸能の祭典 八丈名流祭」実施委託

第2 目的

八丈町には工芸「黄八丈」や芸能「八丈太鼓」などの伝統的文化があり、観光資源となっている。一方で、八丈町唯一のホール「おじゃれ」は、有効活用するための設備・人材が不足していたこと、またそのノウハウを持ち合わせておらず、本格的な舞台物を開催し、島外から来場者を呼び込む機会に恵まれなかった。

そこで本事業では、「おじゃれ」を使用し、伝統的文化のアピール、島への旅行客誘致と舞台誘致を活性化することを目的とし、日本舞踊を中心とした芸能の公演「八丈名流祭」を開催する。出演者を全国から集め、出演者のファンを島内に呼び込む。また八丈太鼓をバックに黄八丈を身にまとった地元舞踊家が踊ることで八丈太鼓の新たな可能性も披露する。

なお、本事業は、一般社団法人八丈島観光協会・八丈島文化協会・東京新聞（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年9月21日まで

第4 履行場所

（公財）東京観光財団（以下「TCVB」という）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

1月～2月	イベント内容検討・出演依頼
3月	イベントの内容決定・広報開始
5月	イベント実施
6月頃	効果の検証・課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の運営支援

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」）を立ち上げ、イベントの実施等について検討をしていく検討会を開催すること。1月に発足し、月1回程度の開催を予定している。

受託者は、協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 イベントの企画・実施

八丈島の魅力をアピールする伝統的文化のイベントとして「八丈名流祭」を実施すること。

(1) 開催時期等

時期等 : 平成30年5月のうちの1日 実施は1日だが、前日リハーサルを実施すること
人数等 : 400名程度の集客を想定
会場 : 八丈町多目的ホール「おじゃれ」

(2) 内容

① イベントは以下の内容を行うこと

ア 舞踊会

- ・若柳流、大河流、芽桜流、利生流、華雅流などの舞踊家の出演
- ・八丈町の舞踊家の出演

イ 八丈太鼓演奏

ウ 大正琴など芸能活動家の演奏

② 公演時間は概ね13:00～17:00頃とする。

② 会場の手配および公演に必要な著作権申請、大道具、小道具、所作台、照明、音響等も手配すること。

③ 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

④ イベントの実施に当たっては、保険に加入する等、不測の事態に備えること。

(3) その他

① イベント実施に際しては入場者より、入場料を徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入とするが、企画提案時の金額は徴収分を含めない金額とし、本事業終了後、契約金額から、本収入分を差し引いた金額で請求すること。

② より多くの集客を図るため、旅行会社の企画に組み込んでもらうことを検討すること

3 イベント等の広報PR媒体の制作

契約期間を通じて、本地域及び事業の魅力を継続的に発信するとともに、新聞、チラシ、ウェブサイト等を作成し、広くイベント等の周知を行うこと。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、イベント参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

4 イベントの効果及び事業継続性の検証

イベントの実施に際しては、本事業を次年度以降の事業に有効に活用するため、イベント内容や入場料徴収について、参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び検討協議会にフィードバックすること。

5 「芸能の祭典 八丈名流祭」のツールブックの作成

4における検証を通じて整理された課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者

の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	<p>大きさ：A4</p> <p>色：4色カラー刷り</p> <p>使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上)</p> <p>(本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上)</p> <p>仕立：くるみ表紙、無線とじ</p> <p>その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり</p>
その他	<p>校正：2回以上</p> <p>Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。</p> <p>包装紙：再生紙を使用すること。</p> <p>使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2017 の印刷物における水準 1 を満たすこと。</p>

6 報告書類の提出

受託者は、1から5の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

- 2 イベントの企画・実施について
- 3 イベント等の広報PRについて
- 4 実施結果
- 5 事業の成果
- 6 今後の課題
- 7 今後の展開
- 8 参考資料（会議議事録等）

規 格	<p>大きさ：A4</p> <p>色：4色カラー刷り</p> <p>使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上)</p> <p>(本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上)</p> <p>仕立：くるみ表紙、無線とじ</p> <p>その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり</p>
その他	前項5「芸能の祭典 八丈名流祭」のツールブックの作成の「その他」右欄に同じ

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、TCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色 ：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80以上）
その他	前項5「芸能の祭典 八丈名流祭」のツールブックの作成の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「芸能の祭典 八丈名流祭」のツールブック | 10部 |
| 4 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者はTCVBであるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVBの調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行う

こと。

- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成30年1月から平成30年9月までの間、TCVBに対して定例報告を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、(TCVB 公財)と協議すること。
なお、この定例報告にかかわらず、受託者とTCVBは双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面をTCVBに提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、TCVB又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちにTCVBに連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVBの指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、TCVBと密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVBの確認を得ること。また、進捗状況に関するTCVBの指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は(公財)東京観光財団と十分な

協議を経た上で速やかに実施すること。

- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

(公財) 東京観光財団 地域振興部 事業課
地域資源発掘型実証プログラム事業担当
東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階
電話 (直通) 03-5579-2682